

令和4年10月6日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官



令和元年(ワ)第965号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和4年8月4日

判 決

5 埼玉県川越市 [REDACTED]

原 告 川 合 善 明

同訴訟代理人弁護士 坂 本 慎 二

同 齊 藤 洋

埼玉県川越市 [REDACTED]

10 被 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 清 水 勉

同 出 口 かおり

主 文

1 原告の請求を棄却する。

15 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

### 第1 請求

被告は、原告に対し、150万円及びこれに対する令和元年10月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

### 20 第2 事案の概要

原告は、弁護士であるとともに、川越市長の職にある者である。

松本州弘（以下「松本」という。）は、埼玉弁護士会に対し、本件の被告訴訟代理人両名（以下、松本と併せて「松本ら」という。）を代理人として、弁護士である原告を懲戒することを求めた（以下「本件懲戒請求」という。）。

25 本件は、松本らが、本件懲戒請求に係る懲戒の手続（以下「本件懲戒手続」という。）において原告が被告に対してセクハラ行為に及んだなどと主張した

行為が、原告に対する不当懲戒請求、名誉毀損又は名誉感情侵害による不法行為を構成するとした上、松本らに対してその情報を提供するなどした被告には不法行為責任（共同不法行為責任又は情報提供者としての不法行為責任）が認められると主張して、原告が、被告に対し、不法行為に基づき、慰謝料150万円及びこれに対する不法行為の日（本件懲戒手続において前記主張がされた日）である令和元年10月1日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。ただし、書証の枝番の記載は省略する。以下同じ。）

(1) 当事者

ア 原告は、埼玉弁護士会に所属する弁護士であるとともに、平成21年2月8日から現在まで川越市長の職にある。

イ 被告は、平成30年、ほか22名とともに、川越市長（原告）を被告として、住民訴訟（さいたま地方裁判所平成30年（行ウ）第10号）（以下「別件住民訴訟」という。）を提起し、その訴訟において、原告による市道認定が違法であるなどと主張した（甲1、18、被告本人8頁）。

被告は、平成13年12月1日から平成25年11月30日までの間、埼玉県川越市の民生委員・児童委員であった（甲23）。

(2) 本件懲戒請求

ア 松本は、平成31年4月10日、本件の被告訴訟代理人両名を代理人として、埼玉弁護士会に対し、本件懲戒請求をした。

懲戒請求書には、弁護士である原告は、別件住民訴訟の被告補助参加人であるところ、別件住民訴訟の原告らにいずれも訴訟代理人弁護士が選任されていることを知りながら、同原告らに対し、正当な理由なく、電話を

かけたり「アンケート」と題する書面を送付したりして、同人らが川越市長である原告を民事裁判で訴えていることを知っているか否かなどを尋ねた旨、このような原告の行為が弁護士職務基本規程52条、70条、弁護士法56条1項に違反するものであって、懲戒事由がある旨等の記載がある。(甲1)

イ 原告は、令和元年5月24日頃、埼玉弁護士会綱紀委員会（以下、弁護士会名を省略する。）に対し、本件懲戒請求についての弁明書（以下「本件弁明書」という。）を提出し、原告を懲戒しない旨の決定を求めた。

原告は、本件弁明書において、以下の内容を主張した。（甲2）

(ア) 原告が別件住民訴訟の原告らに対して、「アンケート」と題する書面を送付するなどして、同人らが別件住民訴訟を提起した事実を認識しているか否かを尋ねたことは事実である。ただし、原告を攻撃するために本人の意思で別件住民訴訟を提起していると推測された1名を除く。

(イ) 原告が前記(ア)の行為に及んだのは、以下の事実関係の下、別件住民訴訟が不当訴訟であることの証拠を収集する目的で行ったものであって、正当行為である。

a 別件住民訴訟は、松本の捏造ともいえる事実主張に基づいている。  
b 別件住民訴訟は、原告と政治的対立関係にあり、以前に埼玉県議会議員を務めていた [ ] (以下「[ ]前県議」という。) の支持者を集めて提起されたものである。

c 別件住民訴訟の原告らのうち1名について、本件の被告訴訟代理人両名が当該原告の意思確認をすることなく別件住民訴訟を受任していたことが判明した。

d 前記cの事実について、[ ]前県議が関与していたことも明らかとなつた。

(ウ) 別件住民訴訟の原告らは、いずれも [ ]前県議の関係者であり、そ

の一人である被告は「[REDACTED]前県議の経済的援助により地元において飲食店を経営していた人物である」。

(3) 原告の被告に対する架電等

ア 被告は、令和元年8月頃、[REDACTED]前県議から松本を紹介され、その際、松本から本件弁明書を見せられたことで、原告が被告を「[REDACTED]前県議の経済的援助により地元において飲食店を経営していた人物である」と主張していることを知った(乙4)。

イ 被告は、令和元年8月7日、原告に架電して、原告を飲食に誘った。これに対し、原告は、同月26日頃、被告の誘いを受ける旨の連絡をし、同年9月4日に飲食を予定することとした(甲14ないし16、18、乙4)。

ウ 原告は、同月3日、被告に架電し、事前に約束していた前記イの飲食の予定を中止する旨伝えた後、「それで、ついででなんなんですかね？」と被告が別件住民訴訟の原告らの一人であることを承知しているか否かを尋ねた。そして、原告の前記問い合わせに無言であった被告に対し、さらに「承知してる？ しない？ …それだけは聞かしといて下さい。」「えっ、承知しますか？」などと述べた。

これに対し、被告が「はい。」と答えたところ、原告は、続けて「はい、わかりました。あのう、[REDACTED]先生([REDACTED]前県議)に頼まれたんですね？」と尋ねた。被告は、原告の当該質問に答えることなく、来客を理由に電話を切った。(甲17)

(4) 被告の松本らに対する情報提供

被告は、令和元年9月7日までに、松本らに対し、①原告が、平成27年2月頃、居酒屋において、被告をカラオケのデュエットやチークダンスに誘い、その際、被告の腰に手をまわして被告の身体を引き寄せたり、胸を触り

5 続けたりしたこと（以下「本件事実①」という。）、②原告が、令和元年9月、被告に対して個人的に電話して「■さん（被告）は、僕のことを訴えたんだな！」と脅すように強い口調で言ったこと（以下「本件事実②」といい、本件事実①と併せて「本件各事実」という。）を伝えた（以下、被告が松本らに本件各事実を伝えた行為を「本件情報提供行為」という。）。

被告は、同日、松本らに対し、本件懲戒手続において本件各事実を主張することを了承した。

10 (5) 本件懲戒手続における本件各事実の主張（甲7、弁論の全趣旨）

ア 本件の被告訴訟代理人両名（本件懲戒請求の松本の代理人）は、令和元年9月25日、本件懲戒手続において、松本の同意の下、本件各事実が記載された準備書面(2)（同日付け）（以下「本件準備書面」という。）を提出し、本件各事実を主張するとともに（以下、松本らが本件各事実を主張した行為を「本件主張行為」という。）、本件事実②について、露骨な訴訟妨害であって、弁護士としての品性を欠く行為（弁護士法56条1項）として懲戒事由に当たる旨主張した。

15 イ 本件準備書面において、本件事実①は、「■氏（被告）が住民監査請求、住民訴訟に参加した理由」という表題の下に記載されており、本件事実①に続けて、被告が原告の行為に怒りを覚えていたため、原告の不正を問う別件住民訴訟等に参加することにした旨の記載があるものの、本件事実①自体を懲戒事由として主張する旨の記載はない。

20 (6) 本件懲戒請求についての綱紀委員会の議決（乙15）

綱紀委員会は、令和4年6月24日、原告について、懲戒委員会に事案の審査を求めることが相当とする旨の議決をした。

25 前記議決に係る議決書（以下「本件議決書」という。）には、原告が令和元年9月3日に被告に架電して証拠収集のために質問をしたこと（前記(3)ウに当たる事実）等が弁護士職務基本規程52条に違反し、同規程70条にも

抵触するものであって、弁護士法56条の「品位を失うべき非行」に該当する旨記載されている。

また、本件議決書には、松本が主張する懲戒請求事由として、原告の令和元年9月3日の被告に対する電話での発言（前記(3)ウ）を含む5つの事実が挙げられているものの、この中に本件事実①は挙げられていない。

## 2 争点

### (1) 不当懲戒請求

ア 本件主張行為は原告に対する違法な懲戒請求として不法行為を構成するか。

イ その不法行為に関して被告は不法行為責任を負うか。

### (2) 名誉毀損

ア 本件主張行為は原告の名誉を毀損する不法行為を構成するか。

イ その不法行為に関して被告は不法行為責任を負うか。

### (3) 名誉感情侵害

ア 本件主張行為は原告の名誉感情を侵害する不法行為を構成するか。

イ その不法行為に関して被告は不法行為責任を負うか。

### (4) 損害額

## 3 争点に対する当事者の主張

### (1) 争点(1)（不当懲戒請求）について

#### (原告の主張)

ア 争点(1)アについて

(ア) 懲戒請求（懲戒手続における追加主張を含む。）が事実上又は法律上の根拠を欠く場合に、請求者がそのことを知りながら又は通常人であれば普通の注意を払うことによりそのことを知り得たのに、あえて懲戒請求するなどした場合には、当該懲戒請求は不法行為に当たる。

(イ) 本件事実①については、虚偽の事実であるから、事実上の根拠を欠く

ものであり、松本ら及び被告は、このことを知っていたといえる。

この点、本件事実①については、懲戒事由として主張されたものではないが、懲戒の手続では、職権によって証拠資料が収集されるところ、本件事実①が原告によるセクハラ行為を内容とするものであって、弁護士の品位を損なう行為として懲戒事由を構成し得る事実であることからすれば、本件事実①が懲戒事由として取り上げられる可能性があったというべきである。そうすると、本件事実①が懲戒事由として主張されたものでなくとも、原告が弁明の負担を負うことは変わらない以上、本件懲戒手続において本件事実①が主張されたことは、不法行為に当たるというべきである。

10

(ウ) 本件事実②については、原告の被告に対する質問が脅しや脅迫といえるものではないから、事実上又は法律上の根拠を欠くものであり、松本ら及び被告は、このことを知っていたといえる。

#### イ 争点(1)イについて

15

被告は、下記のとおり、松本らとの共同不法行為責任又は情報提供者としての不法行為責任を負う。

#### (ア) 共同不法行為責任

被告は、わざわざ被告訴讼代理人の法律事務所を訪れて、松本らに本件各事実を伝えた上（本件情報提供行為）、本件懲戒手続において本件各事実が主張されることを了承したのであるから、被告と松本らとの間には、原告に対する加害行為についての共通の意思があった（主観的共同）。また、被告が本件各事実を伝えて前記了承をしなければ、本件懲戒手続において本件各事実が主張されることもなかったのであるから、被告は、原告の法益侵害に係る危険を共同支配・管理し得る立場にあつた（客観的共同）。

20

25

これらの事情に照らせば、被告は、松本らによる本件主張行為につい

て、松本らと共同不法行為責任を負う。

(イ) 情報提供者としての不法行為責任

被告は、本件情報提供行為に及んだ上、本件懲戒手続において本件各事実が主張されることを了承していたのであるから、被告による本件情報提供行為と松本らによる本件主張行為との間には相当因果関係が認められる。

したがって、被告は、本件主張行為が不法行為に当たることについて、情報提供者としての不法行為責任を負う。

(被告の主張)

ア 争点(1)アについて

(ア) 本件事実①については、被告が別件住民訴訟に参加した理由なし経緯として主張したものであって、この事実自体を懲戒事由として主張したわけではない。

本件事実①については、本件懲戒請求がされた時点で既に3年間の除斥期間を経過していたのであるから、これが懲戒事由として取り上げられる可能性はない。

(イ) 本件事実②についてみると、原告が、別件住民訴訟の訴訟代理人弁護士に無断で、被告に対して架電し、別件住民訴訟について聞いたことは真実であって、このことについて、被告が脅されたと感じることも理解できる。また、このような原告の行為は、弁護士職務基本規程に違反するものであって、弁護士法56条1項にいう「品位を失うべき非行」にも当たるから、事実上及び法律上の根拠がある。

イ 争点(1)イについて

(ア) 被告が共同不法行為責任を負うとの主張は争う。

(イ) 被告の本件情報提供行為と松本らの本件主張行為との間に相当因果関係があるとは認められない。

(2) 争点(2)（名誉毀損）について

（原告の主張）

ア 争点(2)アについて

（ア） 本件各事実は、いずれも弁護士懲戒事由に当たり得る事実であるから、原告の社会的評価を低下させるものである。

（イ） 懲戒手続は、綱紀委員会による調査や懲戒委員会における審査の場であって、弁護士である原告にとって社会と評価できるだけの場であるし、懲戒手続に複数の者が関与していることにも照らせば、同手続が原則として非公開の手続であることを考慮しても、本件各事実は一定の広がりを有する対象に開示されたというべきである。

イ 争点(2)イについて

前記(1)（原告の主張）イと同じ。

（被告の主張）

ア 争点(2)アについて

懲戒請求に関する綱紀委員会委員や弁護士会役職者は、いずれも退任前後を問わず守秘義務を負っており、懲戒手続において提出された書面を第三者が閲覧することもない。したがって、本件各事実が不特定又は多数の者に伝播する可能性はなく、本件懲戒手続において本件各事実を主張したことが名誉毀損に当たるとはいえない。

イ 争点(2)イについて

前記(1)（被告の主張）イと同じ。

(3) 争点(3)（名誉感情侵害）について

（原告の主張）

ア 争点(3)アについて

本件事実①は、原告がカラオケの場で知人の女性の身体を引き寄せて胸を触り続けるという、真実であれば相当に悪質で嫌惡すべき行為を摘示す

るものであるし、本件各事実はいずれも虚偽の事実である。

したがって、本件懲戒手続において本件各事実を主張することは、社会通念上許される限度を超えた侮辱行為であって、名誉感情侵害に当たる。

イ 争点(3)イについて

前記(1)（原告の主張）イと同じ。

(被告の主張)

ア 争点(3)アについて

本件各記載の表現方法は穩當であって、原告の人格的価値を著しく貶めるものであるとはいえないから、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるとは認められず、本件懲戒手続において本件各事実を主張することが名誉感情侵害に当たるとはいえない。

原告の主張を前提にすれば、個人の体験事実に係る主張が相手方にとつて不快な内容であった場合、客観的証拠等による裏付けがなく立証が困難なものについては、その表現方法にかかわらず名誉感情侵害が成立することになり、妥当ではない。

イ 争点(3)イについて

前記(1)（被告の主張）イと同じ。

(4) 争点(4)（損害額）について

(原告の主張)

原告は、本件各事実が主張されたことによって大きな精神的損害を被ったところ、その慰謝料は150万円が相当である。

(被告の主張)

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（不当懲戒請求）について

(1) 判断枠組み

弁護士法 58 条 1 項は、広く一般の人々に対して弁護士への懲戒請求権を認めているが、他方で、懲戒請求を受けた弁護士は、根拠のない請求により、名譽、信用等を不当に侵害されるおそれがあり、また、その弁明を余儀なくされる負担を負うことになる。同項が、恣意的な懲戒請求を許容したり、広く免責を与える趣旨の規定でないことは明らかであるから、同項に基づく請求をする者は、対象者の利益が不当に侵害されることがないよう、対象者に懲戒事由があることを事実上及び法律上裏付ける相当な根拠について調査、検討すべき義務を負うというべきである。そうすると、懲戒請求が事実上又は法律上の根拠を欠く場合において、請求者が、そのことを知りながら又は通常人であれば普通の注意を払うことによりそのことを知り得たのに、あえて懲戒を請求するなど、懲戒請求が弁護士懲戒制度の趣旨目的に照らし相当性を欠くと認められるときには、違法な懲戒請求として不法行為を構成すると解するのが相当である（最高裁判所平成 17 年（受）第 2126 号平成 19 年 4 月 24 日第三小法廷判決・民集 61 卷 3 号 1102 頁）。

そして、懲戒請求者が懲戒の手続において新たな懲戒事由を追加的に主張した場合であっても、根拠のない主張により、対象者の名譽又は信用が不当に侵害されるおそれが生じ、また、弁明の負担も生じることに変わりはないから、前記の理は、懲戒請求者が、懲戒手続において、新たな懲戒事由を追加的に主張した場合にも同様に当てはまると解するのが相当である。

## 20 (2) 本件事実①について

ア 松本らは、令和元年 9 月 25 日、本件懲戒手続において、本件事実①が記載された本件準備書面を提出して本件事実①を主張したことが認められるものの、本件準備書面には、本件事実①自体を懲戒事由として主張する旨の記載は見当たらず、本件事実①は、被告が別件住民訴訟の原告らに加わった経緯として記載されているにすぎないことが認められる上（前提事実⑤ア、イ）、本件議決書においても、本件事実①は、松本が主張する懲

戒請求事由として挙げられておらず（前提事実(6)）、ほかに、本件懲戒手続において、本件事実①が新たな懲戒事由として追加的に主張されたことを認めるに足りる証拠はない。そうすると、松本らが本件事実①を新たな懲戒事由として追加的に主張したとは認められない。

イ これに対し、原告は、本件事実①が職権で調査されることで原告が懲戒を受ける可能性がある旨主張する。

しかしながら、前記アのとおり、懲戒請求者である松本において、本件事実①を懲戒事由として主張していないことが明らかであることに加え、本件事実①が平成27年2月頃の出来事であって、本件懲戒手続において本件事実①が主張された令和元年9月25日時点で既に3年間の除斥期間（弁護士法63条）を経過していたこと（前提事実(4)、(5)ア、顕著な事実）も併せれば、原告の前記主張は採用できない。

仮に、本件事実①の主張を新たな懲戒事由又は懲戒の情状に関する主張と解したとしても、後記3(1)及び(2)のとおり、本件事実①が虚偽であるとは認められないから、本件懲戒手続における本件事実①の主張が、事実上又は法律上の根拠を欠き、弁護士懲戒制度の趣旨目的に照らし相当性を欠くものであったとはいえない。

### (3) 本件事実②について

ア 松本らは、令和元年9月25日、本件懲戒手続において、本件事実②を新たな懲戒事由として主張したことが認められる（前提事実(5)ア）。

イ そこで検討するに、弁護士は、相手方に法令上の資格を有する代理人が選任されたときは、正当な理由なく、その代理人の承諾を得ないで直接相手方と交渉してはならないとされている（弁護士職務基本規程52条）。

本件において、弁護士である原告は、i 令和元年2月15日、被告を含む別件住民訴訟の原告ら（ただし1名を除く。）に対し、「アンケート」と題する書面を送付して、自分が川越市長を民事裁判で訴えていることを知

5 っているか否か、以前に委任状に署名押印して人に渡したことがあるか否  
かなどを尋ね（前提事実(2)ア、イ、甲1、2）、ii前記iの行為について、  
懲戒請求がされたことを認識しながら（前提事実(2)ア、イ、甲2）、iii同  
年9月3日、別件住民訴訟の原告らの一人である被告に対し、当該訴訟の  
訴訟代理人（本件の被告訴訟代理人両名）の承諾を得ないで架電し、「■  
■さんは私を…裁判で訴えているということは承知しますよね?」、「承  
10 知してる? しない? …それだけは聞かしといて下さい。」などと尋ね、  
これに被告が「はい。」と答えたことで、被告が別件住民訴訟の原告らの  
一人であるとの認識を有していることを確認し、ivそれにもかかわらず、  
続けて「■先生に頼まれたんですね?」などと被告が別件住民訴訟の原  
告らに加わった経緯や理由を尋ねるかのような質問を続けている（前提事  
15 実(3)ウ、弁論の全趣旨）。これらの事実関係に照らせば、本件事実②に係  
る原告の行為については、その当時の原告の口調が脅すようなものであつ  
たか否かにかかわらず、「正当な理由なく、その代理人の承諾を得ないで  
直接相手方と交渉し」た場合に当たると解される余地が十分にあるといわ  
ざるを得ない。

したがって、本件事実②に係る原告の行為が弁護士職務基本規程52条  
20 に違反するなどの理由で「品位を失うべき非行があったとき」（弁護士法  
56条1項）に当たると考えることには相応の合理性があるといえるから、  
松本ら又は被告において、事実上又は法律上の根拠を欠くことを知りなが  
ら又は通常人であれば普通の注意を払うことによりそのことを知り得たの  
に、あえて本件事実②を新たな懲戒事由として主張したとは認められない。

そうすると、本件懲戒手続において本件事実②を主張したことが弁護士  
懲戒制度の趣旨目的に照らし相当性を欠くものであったとは認められない。

25 (4) 以上によれば、本件主張行為が原告に対する違法な懲戒請求として不法行  
為を構成するとは認められないから、その行為が不法行為を構成することを

前提とする被告の不法行為責任は、この点ですでに認めることはできない。

## 2 争点(2)（名誉毀損）について

(1) 当該表現が他人の名誉を毀損したといえるためには、社会的評価を低下させるおそれのある態様のものであること、すなわち、公然と事実を摘示することが必要であり、事実の摘示が公然となされたといえるためには、必ずしも不特定多数人に対して事実の摘示がなされることまでは必要とされず、特定少数人に対して事実の摘示がなされた場合であっても、不特定多数人に伝播する可能性があれば足りるものと解される。

(2) これを本件についてみると、松本らは、本件懲戒手続において本件各事実が記載された本件準備書面を提出し（前提事実(5)ア）、これによって原告や本件懲戒手続を担当する綱紀委員などの特定少数人に対し、本件各事実を摘示したことが認められるが、弁護士懲戒手続の公開を定めた規定がなく、第三者が弁護士懲戒手続の記録を閲覧又は謄写することもできないと解されることに加え（乙7）、本件懲戒手続に関与する委員や弁護士会の役職員等が退任後も守秘義務を負うことからすれば（乙6）、本件懲戒手続において主張された本件各事実が不特定又は多数人に伝播する可能性があったとは認められない。

したがって、松本らが本件各事実を公然と摘示したとは認められないから、本件主張行為が原告の名誉を毀損するものとは認められず、その行為が不法行為を構成することを前提とする被告の不法行為責任は、この点ですでに認めることはできない。

## 3 争点(3)（名誉感情侵害）について

(1) 原告は、本件各事実はいずれも虚偽であり、取り分け、本件事実①は、原告がカラオケの場で知人の女性の身体を引き寄せて胸を触り続けるという、真実であれば相当に悪質で嫌惡すべき行為を摘示するものであって、社会生活上許される限度を超える侮辱行為であり、原告の名誉感情を侵害すると主

張し、同旨の陳述及び供述をする。

(2) 本件事実①について

ア 本件事実①を含む前後の事実に関して、被告は、陳述書（甲28、甲30、乙4の4頁・5頁、乙8の2頁）や本人尋問の中で、①平成27年2月頃の午後7時頃、自宅にいたところ、川越市議会議員である三上喜久藏（以下「三上市議」という。）から電話があり、「今、川合市長（原告）と居酒屋「とんぼ」で飲んでいるんだが、他に4、5人残っているからおいでよ。」と誘われた旨、②原告とは、平成21年1月、原告が川越市長選挙に初当選した頃からの知り合いであり、三上市議とも市議会議員選挙の手伝いをしたときからの知り合いであって（被告本人9頁）、原告と三上市議は親しく、被告自身も後援会の懇親会に参加し、その際、原告や三上市議と共に飲食をしたり、原告と複数回にわたりカラオケでデュエット曲を歌ったりしたことがあった旨、被告と三上市議は、酒席では、互いに相手を、「きくちゃん」「■ちゃん」と呼び合っていた旨（被告本人9頁）、③被告は、三上市議からの①の誘いを一度は断ったものの、再び三上市議から電話があり、「タクシーでおいでよ。タクシ一代は俺が払うから」と誘われ、これに応じてタクシーで「とんぼ」に行った旨、④その店で生ビールを中ジョッキで2杯飲んだ後、原告からカラオケでデュエットを誘われ、「北空港」ほか2曲くらいを歌った旨、⑤デュエット・チークダンスをしていた際、原告は、隙を見て絶えず被告の腰に手を回し、肘で胸を突き、あるいは、手を下に移動させて臀部を触るなどのセクハラ行為を行った旨、⑥「とんぼ」で約2時間過ごした後、タクシーで自宅に帰った旨、その際、三上市議から往復のタクシ一代として3000円をもらった旨を述べている。

イ ところで、本件事実①については、これを認める客観的な証拠はない。しかしながら、原告は、本人尋問（原告本人2頁・4頁ないし7頁）に

において、①原告が参加する懇親会では、一次会の途中から必ずカラオケとなり、二次会はカラオケのために行くというのが通常であった旨、三上市議とは地元が同じで、議員活動を通じての交際が長く、懇親会やその二次会で共に飲食することもあった旨、②「とんぼ」は、原告の自宅の近くにある店で、地元で懇親会が行われると、いつも二次会で利用していた旨、③令和元年8月7日に被告から電話が掛かってきた際、被告は、酔った様子で、「し～ちょうさん」「私のこと誰かわかるー？」「私よ、私よ、■よ」と述べ、また、「今度、一緒に飲みましょうよ。三上さんも一緒に飲みましょうよ」と述べていた旨、④同月26日頃、原告が被告の飲食の誘いに応じて指定した店は「とんぼ」であり、原告からも三上市議の同席を提案した旨述べている。これらの原告の供述によれば、原告は、懇親会があるとカラオケを行うことを常としていたこと、原告と三上市議とは親しい関係にあり、懇親会では二次会まで行動を共にしていたこと、地元で行う二次会ではいつも「とんぼ」を利用していたこと、被告は、原告及び三上市議と親しい関係にあり、飲食を誘えば応じるほど懇意な関係にあったことがうかがわれる。

これらの事情は、本件事実①のセクハラ行為を除く被告の供述内容と整合性を有するものであり、その内容自体についても、三上市議からの2度の誘いの電話、タクシーレンタカーの負担の申出と帰宅時の3000円の受取りといった印象に残るエピソードを含む具体的なものであることからすれば、本件事実①のセクハラ行為を除く事実、すなわち、被告が平成27年2月頃の夜間、三上市議の誘いを受けて「とんぼ」に赴き、カラオケで原告とデュエット曲を歌った等の事実については、真実性は高いと認められる。

ウ そして、本件事実①の前後の事実及び被告がカラオケで原告とデュエット曲を歌った等の事実について真実性が高いことに加え、被告が、本人尋

問において、陳述書に記載した上記態様のセクハラ行為を原告から受けた旨を供述し、被害を受けた時間等についても、「生ビール2杯か、飲んだ後ですから、（被告が店に到着してから）三、四十分ぐらい（経過した時だと思います。」、「五、六分ですかね。」、「デュエットしたり、チークダンスやったり、そのときに、1曲終わるまで。…3回ぐらい。ですから、15分ぐらいですね。全部で。」などと飲酒の時間や歌った曲数を想起しながら具体的に供述していること（被告本人14頁・15頁）も併せると、本件事実①の真実性について、証拠上、それなりの根拠が認められるのであって、本件事実①が虚偽であると断定することはできない。

これに対し、本件記載②が虚偽であるとする原告の陳述及び供述については、これを裏付ける客観的な証拠はなく、原告、被告及び自身の3名で飲酒したことは一度もないとする三上市議の陳述書（甲10）は、反対尋問を経ていないものである上、原告自身の供述からもうかがわれる上記3名の関係性にも照らせば、これを信用することはできない。また、原告は、本件懲戒手続において松本が代理人（本件の被告訴訟代理人両名）を通じて提出した本件準備書面（甲7）には、被告が原告からセクハラ行為を受けたのは上記が初めてであるかのように記載されているのに、被告が本件訴訟で提出した陳述書ではそれ以前からセクハラ行為を受けていた旨が記載されていて矛盾しているとする。しかし、被告は、松本らに本件事実①を含む本件情報提供行為をしたにとどまり、これに基づき作成された本件準備書面の内容までは事前に確認していなかったことが認められるから（被告本人7頁）、相互に矛盾があると断定することはできず、被告の本件訴訟におけるセクハラ行為に関する陳述が虚偽であると認めることはできない。さらに、原告は、甲28の陳述書を引用して、被告が本件訴訟で述べる本件のセクハラ行為やそれ以前のセクハラ行為の態様が関連訴訟（当庁令和4年（ワ）第126号損害賠償請求事件）で述べた内容と異な

る旨主張する。しかし、本件のセクハラ行為についていえば、原告が片手でマイクを持ち、片手で被告の腰に手を回しほぼ密着状態でチークダンスをしたという基本的な体勢は異なるところはなく、この体勢で、原告が肘で被告の胸を突いたり（関連訴訟）、手で被告の臀部に触れたりした（本件訴訟）ということは事の流れとして不自然ではなく、被告がいずれか一方の行為の存在を否定しているわけでもない以上、上記の点について一部異なる陳述をしたからといって、本件のセクハラ行為に関する陳述が虚偽であると認めることはできない。それ以前のセクハラ行為に関する陳述内容の相違をいう点についても、さらに古い時期における複数回にわたる出来事（本件訴訟）とその一部の出来事（関連事件）についての相違であって、記憶の混乱等の可能性を踏まえると、被告が殊更虚偽を述べたと認めることはできない。

他に本件事実①に係る被告の陳述や供述が根拠のない虚偽であると認めることに足りる証拠はない。

エ 翻って、本件事実①は、弁護士懲戒の手続において主張されたものであるところ（前提事実(5)ア）、弁護士懲戒の制度は、弁護士会の自主的な判断に基づいて、弁護士の綱紀、信用、品位等の保持を図ることを目的としており、その手続では、綱紀委員会等が調査対象の弁護士や懲戒請求者に対して資料の提出を求めるなどして対象弁護士の非行の有無等を調査することとされているから（弁護士法58条、乙5）、その中で対象弁護士の悪性主張等がされることも十分に想定されるところであるし、懲戒請求の目的を達するためには、このような主張がされることも一定の限度において許容されなければならないというべきである。加えて、弁護士懲戒の手続は、守秘義務を負う少数特定の者で構成される綱紀委員会等において非公開で調査及び審査が行われることは、前記のとおりである。

オ 以上によれば、本件事実①が虚偽であるということはできず、むしろ、

証拠上、それなりの根拠が認められるのであって、この事実を松本らが上記のような性格を有する本件懲戒手続において主張したとしても、それが原告に対する社会生活上許される限度を超えた侮辱行為と解することはできず、原告の名誉感情が侵害されたということはできない。

5 (3) 本件事実②について

本件懲戒手続において本件事実②を主張したことが弁護士懲戒制度の趣旨目的に照らし相当性を欠くものであったとは認められないことは前記のとおりであるから、その主張をする必要がなかったとはいえないし、本件事実②について、殊更に攻撃的ないし侮辱的な表現が用いられているとも認められない。

10

したがって、松本らが本件懲戒手続において本件事実②を主張したからといって、それが原告に対する社会生活上許される限度を超えた侮辱行為と解することはできず、原告の名誉感情が侵害されたということはできない。

15

(4) したがって、本件主張行為によって原告の名誉感情が侵害されたとは認められず、その行為が不法行為を構成することを前提とする被告の不法行為責任は、この点で認めることはできない。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

20

さいたま地方裁判所川越支部第2部

裁判長裁判官

飯塚圭一



25

裁判官

直素塚飯



裁判官

吉永大介



これは正本である。

令和4年10月6日

さいたま地方裁判所川越支部

裁判所書記官

酒井理恵

